入札公告第７号

　　下記の工事について、次のとおり一般競争入札を執行するので、川越町会計規則（昭和51年規則第２号）（以下「規則」という。）第73条の規定に基づき公告する。

　　　　令和６年７月１９日

川越町長　　城田　政幸

　１　入札に付する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工事番号 | 令和６年度　中建　第１号 | 工事担当課 | 学校教育課 |
| 工事名 | 川越中学校建設工事 |
| 工事場所 | 三重県三重郡川越町大字　豊田一色　地内 |
| 工事概要 | RC造（一部鉄骨造・木造）３階建て　延床面積10,590ｍ2（既存体育館除く）建築工事　　　一式　　　昇降機設備工事　一式電気設備工事　一式　　　外構工事　　　　一式機械設備工事　一式　　　解体工事　　　　一式家具・備品　　一式　　　厨房機器　　　　一式 |
| 工期 | 契約の日から令和９年１月２９日まで |
| 参加に関する事項 | 本入札は、特定建設工事共同企業体（甲型）（以下「共同企業体」という。）のみが参加できることとし、単独企業は認めない。共同企業体の構成員の数は２、各構成員の出資比率は１０分の３以上（代表者の出資比率が最大であること。）とするほか、必要な資格要件等は別表のとおりとする。なお、本入札において、２以上の共同企業体の構成員となることはできない。 |
| 入札方法 |  郵便入札・総価・入札回数１回　※詳細は「川越町郵便入札の手引き」を参照。 |
| 入札参加申請受付 | 期間 | 本公告日から令和６年８月２０日正午まで |
| 場所 | 川越町役場総務課 |
| 設計図書の閲覧 | 本公告日から川越町ホームページにて公開する。 |
| 設計図書に関する質問 | 令和６年８月２０日正午までに工事担当課へ書面で申し出ること。提出方法は、現場説明書を参照してください。 |
| 回答は令和６年８月２６日正午から川越町ホームページにて公開する。 |
| 設計図書の購入期間・場所（購入は任意） | 期間 | 本公告日から令和６年８月２０日まで同期間内に予約があったものについて販売する。 |
| 場所 | 川越町役場工事担当課 |
| 入札参加資格の確認結果通知 | 入札参加資格のない者のみ令和６年８月２６日に電話により連絡する。参加資格があると認められた者については、連絡しない。 |
| 入札書到達期限 | 令和６年８月３０日　１７時１５分　必着 |
| 開札日時 | 令和６年９月　２日　１３時３０分 |
| 開札場所 | 川越町役場３階　第３０３会議室 |
| 入札保証金 | 免除 |
| 契約保証金 | 契約金額の100分の10以上※契約保証金の納付は、規則第93条第２項各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。※契約保証金の納付は、規則第93条の３第１項各号の一に該当する場合は、全部又は一部を免除することができる。 |
| 予　定　価　格 | ７，３５６，９１３，０００（税抜） |
| 最低制限価格 | あり※価格設定については、川越町ホームページ「最低制限価格の運用について」を参照 |
| 支払い条件 | 前払金及び部分払：契約金額５，０００千円以上の場合は有 |
| その他 | ・契約の締結に当たっては、川越町議会の議決を要することから、仮契約を締結し、議決後本契約に切り替える。・本工事は、月２回土日完全週休２日制工事（発注者指定型）とする。（令和５年７月１日制定　三重県試行要領に準じる。）・指定した期日又は期限までに、積算根拠資料を提出すること。※詳細は「現場説明書」を確認。 |

２　入札に参加できる者の資格条件

|  |
| --- |
| ①　上記１に掲げる参加に関する事項の要件を全て満たしている者 |
| ②　同一入札の参加業者間において、資本面又は人事面において関連がない者 |

３　入札参加資格の確認結果

　　(１)　一般競争入札への参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び関係資料を入札参加申請受付期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

　　(２)　入札参加資格がないと認めた者には、令和６年８月２６日に電話により連絡する。入札参加資格があると認めた者への連絡は行わない。

　　(３)　入札参加資格がないと認められた者は、無資格連絡を受けた日から起算して２日以内に書面によりその理由について説明を求めることができる。

　　(４)　前号の理由は、説明を求めることができる期間の末日から起算して３日以内に書面で回答する。

　４　現場説明に関する事項

　　　現場説明会は、行わない。

　５　入札書に関する事項

　　(１)　入札書は町指定様式を用いること。

　　(２)　入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を減算した金額を入札書に記載すること。

　(３)　入札書は、封筒（任意）に入れ、封印し、入札（開札）日、工事名、共同企業体の名称、共同企業体の代表者の住所、名称及び代表者名を記入すること。

　６　入札の無効

　　　規則第82条第１号から第５号までのいずれかに該当するほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

　　(１)　入札に参加する資格のない者が入札したとき。

　　(２)　金額を訂正した入札書を用いて提出したとき。

　　(３)　積算根拠資料（以下「資料」という。）の提出を求めた工事について、資料の提出がないとき。

(４)　資料の提出を求めた工事について、その内容の確認を行った資料が次のいずれかに該当するとき。

ア　工事名若しくは共同企業体の名称、共同企業体の代表者を表記せず、又は申請時に届出した印鑑を押印していないとき。

イ　記載すべき項目が欠けているとき。

ウ　その他不備のあるとき。

(５)　申請書に記載された配置予定技術者が確保できなくなったとき。

(６)　その他町長があらかじめ指示した条件に違反したとき。

７　入札の失格

　　　次の各号のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

（１)　入札金額が、最低制限価格を下回る入札をした者。

(２)　予定価格事前公表対象の案件については、その予定価格より高い金額で入札し

た者。

　 （３） 指定した期日又は期限までに入札書を提出しない者。

８　入札の中止等

　　(１)　天災その他やむを得ない事由により入札を執行できないと認められたときは、入札を延期し、又は中止する。

　　(２)　入札が延期又は中止となった場合における費用は、入札参加希望者の負担とする。

９　その他

　　(１)　資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

　　(２)　一度提出した入札書及び資料の書換え、引換え又は撤回をすることは認めない。また、資料の返却は行わない。

　　(３)　入札を辞退する場合は、開札日時又は町長が指定する日時までに入札辞退届（町指定様式）を川越町役場総務課へ提出すること。

　　(４)　入札参加申請書に記載した配置予定技術者を配置できなくなった場合は、速やかに前号の入札辞退届を提出すること。

10　問合せ先

　〇工事に関すること

川越町役場　学校教育課

　　　 〒510―8588　三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

電話番号　059-366-7121　FAX番号　059-364-2568

Eメール　k-kyoui@town.kawagoe.mie.jp

〇入札に関すること

川越町役場　総務課

　　　 〒510―8588　三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

電話番号　059-366-7113　FAX番号　059-364-2568

Eメール　k-soumu@town.kawagoe.mie.jp

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資格要件等 | 共同企業体の代表者 | 共同企業体の代表者以外の構成員 |
| １ | 川越町競争入札資格者名簿への登録の要否 | 要業種は建築一式工事とする。 |
| ２ | 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条及び第15条の規定による許可（建築一式工事の特定建設業許可）の要否 | 要許可後の営業年数が３年以上あること。 |
| ３ | 事業所の所在地並びに審査基準日が入札日より前1年7か月以内かつ最新の経営事項審査結果（建築一式工事）の総合評定値及び平均完成工事高 | 三重県、愛知県又は岐阜県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有する者　総合評定値1,500点以上平均完成工事高　問わない | (１)町内に本店を有する者総合評定値　問わない平均完成工事高　問わない(２)町内に建設業の許可を受けた支店、営業所を有し、その支店、営業所に契約委任している者総合評定値　850点以上　平均完成工事高　150,000千円以上(３)四日市又は桑名建設事務所管内に建設業法に基づく本店を有する者又は同管内に建設業の許可を受けた支店、営業所を有し、その支店、営業所に契約委任している者総合評定値900点以上平均完成工事高　150,000千円以上 |
| ４ | 元請施工実績 | 平成26年度以降本工事の入札参加資格審査申請書の提出日までに完成した工事で、元請として単独又は共同企業体の構成員（出資比率10分の２以上）として、鉄筋コンクリート造の公共施設（延べ床面積5,000㎡以上）の新築、増築又は改築工事の施工実績を有する者。この場合において、公共施設とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第２項に定める公共工事で設置された施設（建築物）をいう。 | 問わない |
| ５ | 現場代理人の配置 | 常駐で配置できる者。現場代理人については、本工事に係る入札参加資格審査申請書の受付期間末日時点で、３か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、３か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるとみなす。 | 不要 |
| ６ | 建設業法第26条及び同法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定による主任技術者又は監理技術者の配置 | １級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する監理技術者（建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。）を常駐かつ専任で配置できる者。（営業所の専任技術者を除く。） | ２級建築士又は２級建築施工管理技士以上の資格を有する主任技術者を常駐かつ専任で配置できる者。（営業所の専任技術者を除く。） |
| 上記技術者については、本工事に係る入札参加資格審査申請書の受付期間末日時点で、３か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、３か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるとみなす。 |
| ７ | 設計業務の受託者との関係 | 本工事の設計業務の受託者以外であって、当該受託者と資本若しくは人事面において次の関係にない者。（１）当該受託者の発行済株式総数の過半数を保有する。（２）当該受託者の出資総額の２分の１を超える出資をしている。（３）代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。※本工事の設計業務の受託者　株式会社東畑建築事務所 |
| ８ | その他 | （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当しない者。（２）本工事の公告から入札までの間に、町から資格（指名）停止処分を受け、又はその期間中でない者。（３）手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者。（４）その他建設業法等の法令等に関して不当又は不法な行為をしていない者。 |